

8

生活関連施設・生活関連経路の設定

8.1 生活関連施設の設定

本地区の生活関連施設については、徒歩圏に立地し、またアンケート調査結果などの意見を踏まえ、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者などがよく利用する」と考えられる施設とします。

【生活関連施設】

区分	施設名	備考	
特定旅客施設	JR香芝駅	・周辺に主要施設が多く立地 ・1日の平均乗降客数が5,000人/日以上 又はバリアフリー化事業を優先的に実施する必要性が特に高い	
	近鉄下田駅		
	近鉄五位堂駅		
官公庁施設	香芝市役所	・市民にとって重要な施設 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用	
	香芝警察署		
文化・レクリエーション施設	ふたかみ文化センター		
	香芝市総合体育館		
	中央公民館		
医療・福祉施設	香芝市総合福祉センター		
	香芝市保健センター		
商業施設・郵便局・金融機関	大型商業施設		・地域内外を問わず多くの方が利用 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用
	スーパーマーケット		
	ドラッグストア		
	郵便局、銀行、信用金庫、JA		
公園	今池親水公園		
駐車場	五位堂駅北有料駐車場	・主に地区外から来られた方々が、本施設を起点に周辺の主要施設を利用	

8.2 特定旅客施設の設定

重点整備地区内の主要な旅客施設については、以下の要件で特定旅客施設として設定し、公共交通特定事業を策定していきます。（※1）

重点整備地区内の旅客施設

JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅

特定旅客施設の要件①

駅乗降客数（5,000人/日）以上

近鉄五位堂駅：28,470人/日 ⇒ 該当

JR香芝駅：3,216人/日 ⇒ 該当しない
近鉄下田駅：4,743人/日 ⇒ 該当しない

特定旅客施設の要件②

高齢者又は障がい者の人数が上記要件①と同程度以上（※2）

JR香芝駅・近鉄下田駅 ⇒ 該当しない

【高齢者数】 JR香芝駅：高齢者人口割合（※3）22.3%×乗降者数3,216人/日≒717人

近鉄下田駅：高齢者人口割合（※3）22.3%×乗降者数4,743人/日≒1,058人

全国平均：高齢者人口割合（※3）26.6%×乗降者数5,000人/日≒1,330人

【障がい者数】 JR香芝駅：障がい者人口割合（※4）4.5%×乗降者数3,216人/日≒145人

近鉄下田駅：障がい者人口割合（※4）4.5%×乗降者数4,743人/日≒213人

全国平均：障がい者人口割合（※5）7.4%×乗降者数5,000人/日≒370人

特定旅客施設の要件③

当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況等からみて、移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高い

JR香芝駅・近鉄下田駅 ⇒ 該当

主要な官公庁施設、福祉施設その他の施設などが立地

特定旅客施設 ⇒ JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅

※1 特定旅客施設の要件は、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令』第1条による。

※2 高齢者数・障がい者数の算定は、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令』による。

※3 全国・香芝市の高齢者人口割合は、国勢調査（平成27年）による。

※4 香芝市の障がい者人口割合は、香芝市 福祉健康部 社会福祉課提供の平成31年3月末時点の障がい者数データと国勢調査（平成27年）を基に計算。

※5 全国の障がい者人口割合は障害者白書（平成30年）と国勢調査（平成27年）を基に計算。

8.3 生活関連経路の設定

生活関連経路は、アンケート調査などによる利用実態を参考に、生活関連施設を結ぶ経路として、重点的・優先的に移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指す経路です。

生活関連経路は、事業の実施可否や現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か（既に移動等円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等円滑化を図る観点から必要と考えられる経路とします。

【生活関連経路】

事業者 (管理者)	路線名	区間	整理 番号
国	国道 165 号	畑西交差点～市役所前交差点	国-1
		市役所前交差点～下田交差点	国-2
		下田交差点～栄橋交差点	国-3
		栄橋交差点～下田東3交差点	国-4
		下田東3交差点～真美ヶ丘幹線高架下	国-5
県	国道 168 号	南都銀行前～下田交差点	国-6
		下田交差点～磯壁交差点	国-7
市	市道 7 - 82,131 号線	総合福祉センター～国道 165 号畑西交差点	市-1
	市道 9 - 181 号線	香芝市役所南交差点～国道 165 号市役所前交差点	市-2
	市道 7 - 153,154 号線	ふたかみ文化センター前～国道 165 号	市-3
	市道 9 - 67 号線	香芝中学校前～国道 168 号	市-4
	市道 6 - 44,45 号線	国道 168 号～市道 6-46 号線	市-5
	市道 6 - 46 号線	国道 165 号～JR 香芝駅前	市-6
	市道 8 - 16 号線	国道 165 号下田東3交差点～中和幹線	市-7
	市道 8 - 102 号線	真美ヶ丘幹線～市道 8-16 号線	市-8
	市道 8 - 138 号線	近鉄五位堂駅前～市道 8-102 号線	市-9
	市道 9 - 187 号線	国道 168 号磯壁交差点～香芝警察署前	市-10
	市道 10 - 175,182 号線	真美ヶ丘幹線～国道 165 号	市-11
	旧葛下川遊歩道	下田東2丁目～すみれ野1丁目	市-12

8.4 特定道路の指定

特定道路とは、バリアフリー法第2条第9項に規定されている特定道路として、国土交通大臣によって指定された道路です。国土交通大臣は、平成20年12月に約1,703 kmを特定道路に指定しました。また、令和元年7月には約2,744 kmの道路を特定道路に追加で指定しました。当初に指定された約1,703 kmと合わせて全国で約4,447 kmの道路が特定道路に指定されています。

特定道路が追加指定されることとなった背景には、平成30年度にバリアフリー法の改正が施行されたこと、当初指定以降に新たにバリアフリー基本構想が作成されていること、特定道路のバリアフリー化率が約9割に達したことなどがあります。

香芝市においては、令和元年7月の追加指定の際に、重点整備地区内の約7.1 kmの生活関連経路を構成する道路が国土交通大臣より特定道路に指定されました。

【特定道路】

○特定道路とは、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路（バリアフリー法第2条第9項）

○生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの（バリアフリー法施行令第2条）

○道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例、もしくは主務省令で定める基準（道路移動等円滑化基準）に適合させなければならない。

（バリアフリー法第10条第1項）